



令和7年4月17日

船舶法施行細則のパブリックコメントに意見を提出 ～洋上風力であっても「カボタージュ規制」は堅持すべき～

日本内航海運組合総連合会は、政府が4月下旬の公布を予定する船舶法施行細則の一部を改正する省令案について、「今回の改正が『カボタージュ規制』の緩和を内容とするものや、「カボタージュ規制」の緩和に向けた手続きを定めるものであれば、改正に反対する」との意見をこのほどパブリックコメントとして提出しました。

今回の船舶法施行細則の改正は、洋上風力に関連するものであるかどうかに関わらず、カボタージュ特許申請一般についての手続きの明確化を図るためのものであり、また、これにより「カボタージュ規制」の緩和を行おうとするものではないものと理解していますが、その目的・内容については必ずしも明確ではなく、運用如何によっては実質的にカボタージュ規制の緩和につながる可能性もなしとしないものと考えています。

このため、今回のパブリックコメントについては、本改正が「カボタージュ規制」の緩和を内容とするものであったり、あるいは、「カボタージュ規制」の緩和に伴いそのための手続きを定めるものであったりしないことを確認することとし、もしそうでないとなれば、本改正自体に反対する旨を当会として意見提出しているものです。

「カボタージュ規制」は、政府の定める海洋基本計画でも安定的な国内海上輸送の確保の観点からこれを維持することとされており、当会としても、我が国の内航海運の存立基盤に関わるものとしてその維持を強く要請してきています。この考え方は、洋上風力に関連した輸送であるかどうかに関わらず、当会として一貫して主張してきているものであり、このため、今回、パブリックコメントに際しても意見を提出したものです。

問い合わせ先

日本内航海運組合総連合会企画調査部

畑本、鈴木

電話 03-3263-4630